

諏訪市告示第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年2月22日

諏訪市長 金子ゆかり

記

- 1 都市計画の種類及び名称  
諏訪都市計画 ごみ焼却場の変更（諏訪市決定）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
諏訪市大字上諏訪字角間沢東 13338-41 番地内
- 3 縦覧場所  
諏訪市役所 建設部都市計画課